

新岡山学校給食センター(仮称)
整備運営事業

入札説明書

(令和5年8月23日修正版)

令和5年6月30日

岡山市

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、岡山市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、令和5年6月19日に特定事業として選定した新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施するにあたり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す別添資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

令和4年7月12日に公表した実施方針及び令和4年9月14日に公表した要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針に関する質問・意見に対する回答」及び「要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

別添資料

- ・別添資料1 「要求水準書」
- ・別添資料2 「様式集」
- ・別添資料3 「落札者決定基準」
- ・別添資料4 「基本協定書（案）」
- ・別添資料5 「事業契約書（案）」

入札説明書等に記載がない事項については、「入札説明書等に関する質問に対する回答」によることとする。

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1 特定事業の選定に関する事項 | 1 |
| 1 事業内容に関する事項 | 1 |
| 2 事業の目的 | 1 |
| 3 事業方式 | 1 |
| 4 事業の内容 | 1 |
| 5 事業範囲 | 1 |
| 6 事業者の収入 | 3 |
| 7 事業のスケジュール（予定） | 3 |
| 8 法令等の遵守 | 4 |
| 第2 入札参加者の備えるべき参加資格要件 | 5 |
| 1 参加資格に関する事項 | 5 |
| 2 構成企業の制限 | 9 |
| 3 参加資格の確認及び失格要件 | 10 |
| 4 S P Cとの契約手続き | 11 |
| 第3 入札手続き等に関する事項 | 13 |
| 1 事業者の募集及び選定手順 | 13 |
| 2 入札参加に関する留意事項 | 17 |
| 第4 提案条件に関する事項 | 20 |
| 1 立地条件 | 20 |
| 2 施設要件等 | 20 |
| 3 事業計画に関する条件 | 21 |
| 第5 審査及び選定に関する事項 | 22 |
| 1 審査委員会及び学識経験者 | 22 |
| 2 選定方法 | 22 |
| 3 審査の手順及び方法 | 22 |
| 4 落札者の決定 | 23 |
| 5 入札の中止 | 23 |
| 6 落札者を決定しない場合 | 23 |
| 7 結果の通知及び公表 | 23 |
| 第6 事業契約に関する事項 | 24 |
| 1 基本協定の締結 | 24 |
| 2 事業者との仮契約の締結 | 24 |
| 3 事業契約に係る市議会の議決（本契約の締結） | 24 |
| 4 契約を締結しない場合 | 24 |
| 5 費用の負担 | 24 |
| 6 入札保証金 | 24 |
| 7 契約保証金 | 25 |
| 第7 事業実施に関する事項 | 26 |
| 1 誠実な事業の遂行 | 26 |
| 2 市による本事業の実施状況の確認 | 26 |
| 3 支払い手続き | 26 |
| 4 問合せ先 | 26 |
| 第8 Summary | 27 |

別紙 1 : 入札金額の算定方法について

別紙 2 : サービス対価の支払い方法について

別紙 3 : モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法について

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業

(2) 公共施設の管理者

岡山市長 大森 雅夫

2 事業の目的

市では、既存の給食施設の老朽化等の諸課題に対応するため、新岡山学校給食センター（仮称）（以下「本施設」という。）を整備することとしている。

新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）は、本施設の整備・運営について、PFI法に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、献立作成や食材調達を行う市と連携することで、安全でおいしい学校給食をより安定的、効率的に提供することを目的とする。

3 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が、市所有の土地に自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

4 事業の内容

本事業の施設概要は、次のとおりとする。

| | |
|-------|------------------------|
| 事業用地 | 岡山市中区海吉 1570 番地 1 ほか |
| 敷地面積 | 約 8,000 m ² |
| 提供給食数 | 一日当たり最大 7,500 食 |
| 対象校 | 中学校 12 校 |

5 事業範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計業務

ア 事前調査業務

イ 建築本体（建築物，建築附帯設備等）に係る設計業務

ウ 建築設備・調理設備に係る設計業務

エ 交付金申請等支援業務

(2) 工事監理業務

ア 工事監理業務

- (3) 建設業務
 - ア 建設業務
 - イ 調理設備調達・搬入設置業務
 - ウ 引渡し業務
- (4) 各種備品等調達業務
 - ア コンテナ・食器食缶等調達業務
 - イ 施設備品等調達業務
- (5) 開業準備業務
 - ア 開業準備業務
- (6) 維持管理業務
 - ア 建築物維持管理業務
 - イ 建築設備維持管理業務
 - ウ 附帯施設維持管理業務
 - エ 調理設備維持管理業務
 - オ コンテナ・食器食缶等維持管理業務
 - カ 施設備品等維持管理業務
 - キ 清掃業務
 - ク 警備業務
- (7) 運營業務
 - ア 食材検収補助・保管業務
 - イ 給食調理業務
 - ウ 洗浄業務
 - エ 配送及び回収業務
 - オ 配膳業務
 - カ 廃棄物（残渣）等処理・保管業務
 - キ 献立作成支援業務
 - ク 食育支援業務
 - ケ 広報支援業務
 - コ その他運營業務に関する特記事項

※ア～カの各業務に付随する日常の衛生管理を含む

(参考) 市が実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 開業準備業務
 - ア 提出書類・進捗状況等の確認等
 - イ 配膳室整備業務
 - ウ 配膳室備品調達業務
- (2) 維持管理業務
 - ア 配膳室建築物・設備修繕及び更新業務

※日常の清掃・消毒作業は事業者で行う。

(3) 運營業務

- ア 献立作成・栄養管理業務
- イ 食材調達業務
- ウ 食材検収業務
- エ 調理指示業務
- オ 検食業務
- カ 食数調整業務
- キ 食育業務
- ク 広報業務（見学者対応含む。）
- ケ 給食費徴収業務

6 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する「サービス購入型」で実施する。詳細は、入札説明書別紙2に示す。

- (1) 市は、事業者が実施する施設の建設に対して、令和7年度中に建設業務に対する4割以内の前払い金を支払う。なお、支払時期については令和7年度中の事業者が希望する時期とする。支払い条件は別紙2に示すとおりとする。
- (2) 市は、事業者が実施する施設の設計、建設に対して、所有権移転後に前払い金以内を控除した対価を支払う。
- (3) 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を委託料として維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。
- (4) 固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供給食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供給食数に応じて変動する調理人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については入札説明書別紙2に記載する。

7 事業のスケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| | |
|--------------------|----------------------|
| 落札者決定及び公表 | 令和6年2月 |
| 仮契約締結・契約議案の市議会への提出 | 令和6年4月 |
| 事業契約の締結 | 令和6年6月 |
| 施設の設計・建設（※） | 令和6年7月～令和8年6月 |
| 開業準備期間（※） | 令和8年7月～令和8年8月 |
| 施設の維持管理・運営 | 令和8年8月25日～令和23年8月31日 |
| 本事業の終了 | 令和23年8月31日 |

※ 当該業務の実施期間を変更する場合、市と協議を行い、市の承諾を受けること。

8 法令等の遵守

本事業の実施に当たり、選定事業者は、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

第2 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 参加資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の調理設備等を設計・製作・設置する企業（以下「調理設備企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加グループの代表企業を定めること。また、その他の業務を実施する企業（以下「その他企業」という。）として、必要に応じて構成企業に含むことも可能とする。

- イ 入札参加者の構成企業は、次の定義により分類される。

代表企業：本事業を実施することのみを目的とする特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）から直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成企業を代表し入札手続きを行う者

構成員：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業

協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業

- ウ 代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成企業の変更については、やむを得ない事情が生じた場合、市と協議すること。

- エ 入札参加者の構成企業（参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業を含む。）は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

- オ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを岡山市内に設立するものとし、代表企業及び構成員はSPCに対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成員での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、すべての構成企業は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

- カ 構成企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができる。使用する場合は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。ただし、建設業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本金面若しくは人事面において関連がある企

業同士が実施してはならない。(資本面において関連のある企業とは、当該企業の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている企業をいい、人事面において関連がある企業とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。)なお、受託実績については、元請として履行した実績に限ることとする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能であること。
- エ 構成企業の個別参加資格要件は、次のとおりとする。

(7) 設計企業は、次のすべての要件を満たしていること。

複数の設計企業で実施する場合は、a及びbの要件はすべての企業でいずれも満たし、c及びdの要件は1者以上が満たしていること。

- a 入札公告に定める開札日において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号。以下「審査等に関する事項について」という。)に基づき岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿(以下「特定調達名簿」という。)に登載されていること。
- b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- c 平成19年4月1日以降に、1棟で延べ面積1,800㎡以上(ただし、増築の場合は、既存部分の面積を含まないものとする。)の学校給食施設の設計業務(実施設計に限る。)を元請で契約し、完了した実績を有すること。
- d 平成19年4月1日以降に、HACCP認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)に定める特定給食施設をいう。)又は平成21年4月1日以降に、学校給食衛生管理基準(平成21年3月31日文科科学省告示第64号)に基づき、地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた施設の設計業務(実施設計に限る。)を元請で契約し、完了した実績を有すること。

(4) 工事監理企業は、次のすべての要件を満たしていること。

複数の工事監理企業で実施する場合は、a及びbの要件はすべての企業でいずれも満たしていること。

- a 入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

- (ウ) 建設企業は、次のすべての要件を満たしていること。
複数の建設企業で実施する場合は、a、b及びcの要件はすべての企業でいずれも満たし、dの要件は1者以上が満たしていること。
- a 入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
 - b 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
 - c 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果について、建築一式工事に係る直近の総合評定値（参加表明書の提出期限日において、有効なもの。）が、1,000点以上の者であること。
 - d 平成19年4月1日以降に、1棟で下記（a）から（c）をすべて満たす建築物の工事を元請で契約し、完成・引渡し完了した実績を有すること。（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、構成員数が2社の場合は出資比率が30%以上、3社の場合は20%以上のものに限り、実績として認める。）
 - (a) 新築又は増築
 - (b) 鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - (c) 1棟あたりの延べ面積が1,800㎡以上（ただし、増築の場合は既存部分の面積を含まないものとする。）
- (エ) 調理設備企業は、次のすべての要件を満たしていること。
複数の調理設備企業で実施する場合は、aの要件はすべての企業で満たし、bの要件は1者以上が満たしていること。
- a 入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
 - b 平成19年4月1日以降に、HACCP認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの特定制給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定制給食施設をいう。）又は平成21年4月1日以降に、学校給食衛生管理基準（平成21年3月31日文部科学省告示第64号）に基づき、地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた施設における調理設備一式の納入、設置業務（施設新設時に係るものに限る。）を元請で契約し、完了した実績を有すること。
- (オ) 維持管理企業は、次のすべての要件を満たしていること。
複数の維持管理企業で実施する場合は、aの要件はすべての企業で満たし、bの要件は1者以上が満たしていること。
- a 入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づ

き有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。

- b 平成 19 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注（P F I 事業における S P C による発注を含む。ただし、P F I 事業における業務実績は、3 年以上業務を実施・完了したものに限る。）した、建築物の維持管理業務を元請で契約し、完了した実績を有すること。

(カ) 運営企業は、次のすべての要件を満たしていること。

複数の運営企業で実施する場合は、a 及び b の要件はすべての企業でいずれも満たしていること。

- a 入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。
- b 平成 19 年 4 月 1 日以降に、H A C C P 認証取得施設、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。）又は平成 21 年 4 月 1 日以降に、学校給食衛生管理基準（平成 21 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 64 号）に基づき、地方公共団体が行う自主衛生管理点検により衛生管理基準を満たしていると認められた施設の調理業務を元請で契約し、完了した実績を有すること。

(キ) その他企業は、次の要件を満たしていること。

入札公告に定める開札日において、「審査等に関する事項について」に基づき有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されていること。

2 構成企業の制限

入札参加者のすべての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) P F I 法第 9 条第 1 項各号に定める欠格事由に該当する者。
- (2) 入札公告に記載された開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中である者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に該当する者。
- (4) 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (5) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関連のある者。（資本面において関連のある者とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。）
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・日比谷パーク法律事務所
- (6) 新岡山学校給食センター（仮称）整備運営事業総合評価一般競争入札参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項に規定する本事業の学識経験者が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある又は重要な取引（共同研究を含む。）を継続している者。
- (7) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
 - ア 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - ウ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
 - エ 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
 - オ その者の親会社が「ア」から「エ」までのいずれかに該当する法人。
- (8) 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第 2 条第 3 号に規定する役員等のうちに同条第 6 号に規定する暴力団関係者に該当する者、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者。

3 参加資格の確認及び失格要件

- (1) 参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日（令和5年9月1日）とする。（ただし、有資格者名簿又は特定調達名簿登載に係る審査基準日は、入札公告に定める開札日（令和6年2月21日）とする。）参加表明確認基準日の翌日から提案書類受付日までの間、入札参加者の構成企業が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格の要件を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、前記「1（1）/ウ」の規定により協議し、実績等を確認し、市が認めた場合に限り、入札参加資格の要件を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格の要件を有する構成企業を補充し、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加表明確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格の要件を欠いた日とする。
- (2) 提案書類受付日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成企業が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、前記「1（1）/ウ」の規定により協議し、市が参加資格の確認、提案内容の継続性及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合に限り、入札参加資格の要件を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格の要件を有する構成企業を補充し、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加表明確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格の要件を欠いた日とする。
- (3) 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結に係る市議会の議決日までの間、落札者の構成企業が次の各号に該当し入札参加資格を欠くに至った場合、市は事業者と特定事業契約を締結しない。この場合において、市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
 - ア 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。ただし、本号は基本協定締結日までの適用とする。
 - イ 入札に当たって不正の行為があったとき。
 - ウ 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
 - エ 建設企業が、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第27条の27及び第27条の29第1項の規定による通知を受けていないとき。
 - オ 役員等（構成企業の役員、その支店又は本事業関連契約を締結する事務所の代表者若しくは室、部、課、係の長その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規

- 定する暴力団員をいう。)であると認められるとき。
- カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ケ 役員等が、暴力団関係法人等(暴力団、暴力団関係者(暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。)であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。
- コ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がオからケまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- サ オからケまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(コに該当する場合を除く。)に、岡山市長が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- シ 入札、随意契約のための見積り又は契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を岡山市長に届け出なかったとき。
- ス 岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
- セ 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

4 S P Cとの契約手続き

(1) 契約手続き

市は、落札者と協議を行い、基本協定を締結する。基本協定に従い、落札者は、特定事業仮契約締結までに本事業を実施するS P Cを設立し、市は、S P Cと事業契約を締結する。また、当該S P Cを選定事業者とする。

(2) S P C設立等の要件

- ア 落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社としてS P Cを岡山市内に設立すること。
- イ 代表企業のS P Cへの出資比率は、出資者中最大とすること。
- ウ すべての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切

の処分を行ってはならないこと。

第3 入札手続き等に関する事項

1 事業者の募集及び選定手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 日程 | 内容 |
|-------------------------------|------------------------|
| 令和5年6月30日（金） | 入札公告及び入札説明書等の交付 |
| 令和5年7月19日（水）～ 令和5年7月24日（月） | 配送校現地見学会（予定） |
| 令和5年7月27日（木） | 入札説明書等に関する第1回質問の受付／締切 |
| 令和5年8月23日（水） | 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答 |
| 令和5年9月1日（金） | 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付／締切 |
| 令和5年9月13日（水） | 参加資格審査結果の通知 |
| 令和5年9月20日（水） | 参加資格審査結果への理由説明の受付／締切 |
| 令和5年9月22日（金） | 入札説明書等に関する第2回質問の受付／締切 |
| 令和5年10月16日（月） | 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答 |
| 令和5年11月10日（金） | 提案書類及び入札書の提出／締切 |
| 令和6年1月 | 入札参加者に対するヒアリング |
| 令和6年2月21日（水） | 開札及び参加資格の確認 |
| 令和6年2月 | 落札者決定及び公表 |
| 令和6年4月 | 仮契約締結・契約議案の市議会への提出 |
| 令和6年6月 | 事業契約の締結 |

(2) 入札公告及び入札説明書の交付

特定事業の選定を踏まえ入札公告を行い、入札説明書等を交付する。入札公告以降の予定は、随時、市のホームページで公表する。

ア 資料の配布

(ア) 配布資料

要求水準書添付資料1及び12（CADデータ）

(イ) 配布期間及び配布場所

期間：令和5年7月3日～令和5年9月1日

場所：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

(ウ) 配布資料受領に係る誓約書の提出

配付希望事業者は、様式1-1に示す必要事項を記載、押印のうえ、持参すること。なお、資料の配布を希望する者は、訪問日時を事前に電話連絡した上で、訪問すること。

(3) 配送校現地見学会

民間事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、希望者に対して配送校配膳室の見学機会を設ける。ただし、配膳室及び調理場内へは立ち入り不可とする。希望者は下記記載事項に従い、申込みを行うこと。なお、多数の参加希望者があ

った場合は、1社あたりの参加人数を制限することがある。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、受付期間に未着の場合は、申込みがなかったものとみなす。

ア 申込み方法

様式1-2に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、〔見学会申込み〕と記載すること。

送付先：岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

E-Mail：hokentaiikuka@city.okayama.lg.jp

イ 申込み受付期限

令和5年7月7日(金) 午後5時まで

ウ 見学日時

見学会申込み受付後、令和5年7月14日(金)までに個別に見学日時を通達する。

(4) 入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する1回目質問の受付は、次のとおり行うものとする。

ア 質問の方法

質問は、様式1-3に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、〔質問書〕と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

イ 受付期限

令和5年7月27日(木) 午後5時まで

ウ 送付先

岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

E-Mail：hokentaiikuka@city.okayama.lg.jp

(5) 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第1回質問に対する回答は、市のホームページに公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和5年8月23日(水) 午後5時までに公表する

(6) 参加表明書、参加資格審査申請書類の提出

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けること。期限までに参加表明書、参加資格審査申請書類を提出しない者は、入札に参加することができない。

ア 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

イ 提出期限

令和5年9月1日（金）午後5時まで

ウ 提出場所

岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

エ 提出書類

別添資料2「様式集」に示すとおりとする。

(7) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

(8) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は説明を求められた場合は、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和5年10月3日（火）午後5時までに書面により回答する。

ア 提出方法

持参によるものとする。

イ 受付期限

令和5年9月20日（水）午後5時まで

ウ 提出場所

岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

エ 提出書類

様式は任意とする（ただし、代表企業の代表者印を要する）。

(9) 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する2回目質問の受付は、次のとおり行うものとする。

ア 質問の方法

質問は、様式1-3に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、〔質問書〕と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

イ 受付期限

令和5年9月22日（金）午後5時まで

ウ 送付先

岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

E-Mail : hokentaiikuka@city.okayama.lg.jp

(10) 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答は、市のホームページに公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和5年10月16日(月) 午後5時までに公表する

(11) 提案書の提出

ア 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

イ 提出期限

令和5年11月10日(金) 午後5時まで

ウ 提出場所

岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

(12) 入札書の提出

ア 提出方法

郵送（岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便に限る。）による。なお、前述以外の方法によるものは認めない。

イ 提出期限

令和5年11月10日(金) 必着

ウ 宛先

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所 保健体育課

(13) 入札参加者に対するヒアリング

提案書類の審査にあたって、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施時期は令和6年1月を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

(14) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会の上行う。立会を行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立会う場合、様式4-3へ必要事項を記入し、当日持参すること。

ア 日時

令和6年2月21日(水) 午後1時

イ 開札場所

岡山市役所本庁舎 1階 多目的ルーム

ウ 開札における留意事項

(ア) 入札回数は1回とする。

(イ) 開札は、入札参加者のうち立会いを希望する者を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(ウ) 開札の立会人は、入札参加者の代表企業の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、様式4-3を提出した者に限る。）とする。

(エ) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、(15)に示す参加資格の有無

の確認を行うまでもなく、下記2/(4)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (オ) 入札執行者は、開札の結果、上記(エ)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格から消費税及び地方消費税を除いたものをいう。）以下の価格の入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出したものがない場合は入札を不調とする。
 - (カ) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止又は延期することがある。
 - (キ) 上記(カ)による場合のほか、岡山市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
 - (ク) 上記(カ)又は(キ)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書を無効とする。
 - (ケ) 市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (15) 参加資格確認・落札者決定及び公表

市は、開札の結果、落札者決定基準に従い、入札参加資格確認対象者を選定する。市は、入札参加資格確認対象者の参加資格確認を行い、参加資格を有することが確認できた場合は、落札者として決定し、入札結果を速やかに市のホームページに公表する。

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- ア 入札にあたって、入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 入札にあたって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。
- ウ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- エ 入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、審査委員会の委員及び学識経験者に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 入札書の提出

ア 入札書の郵送については、岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課において交付された入札書郵送用指定封筒を用いること。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、送付希望先を記入した返信用封筒（定形外・角形2号）に必

- 要な切手を貼り岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課まで送付すること。
- イ 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- ウ 入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に封入し、指定する郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送することとする。

(3) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書の差し換え及び再提出をすることができない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札。
- イ 入札方法に違反して行なわれた入札。
- ウ 入札書に記名押印がない入札。
- エ 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札。
- オ 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札。
- カ 市が指定した方法以外の方法で入札書を提出した入札。
- キ 入札書等が到着期限までに到着していない入札。
- ク 封筒記載の事業名称又は差出人名と同封された入札書に記載された事業名称又は入札者名が相違する入札。
- ケ 封筒に事業名称又は差出人名が記載されていない入札。
- コ 1つの封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札。
- サ 入札価格内訳書が入札書とともに封筒に同封されていない入札。
- シ 明らかに不正によると認められる入札。
- ス 入札参加表明の確認を認められない者がした入札。
- セ その他岡山市長が定める入札条件に違反してなされた入札。

(5) 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(6) 提案書類作成要領

提案書類を作成するにあたっては、別添資料2「様式集」に示す指示に従うこと。

(7) 使用言語、単位及び通貨

本事業において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る

(8) 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、提案書類の提出期限までに、別添資料2「様式集」様式3「入札辞退届」を岡山

市教育委員会事務局学校教育部保健体育課まで提出すること。

(9) 提案書類の取り扱い

ア 提案書の変更・再提出の禁止

入札参加者は、提出期限以降における提案書の差し換え及び再提出をすることができない。

イ 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

第4 提案条件に関する事項

1 立地条件

- (1) 建設予定地 岡山市中区海吉 1570 番地 1 ほか
 (2) 敷地面積 約 8,000 m²
 (3) 用途地域 指定なし (市街化調整区域)
 (4) 容積率 200%
 (5) 建ぺい率 60%

2 施設要件等

(1) 施設要件

本施設に必要な機能は、次のものを想定している。なお、詳細は要求水準書に示す。

| 区域区分 | | 諸室等 |
|-------|---------|--|
| 給食エリア | 汚染作業区域 | 【荷受・検収・下処理エリア】 荷受プラットフォーム、肉魚類荷受室・検収室、野菜類荷受室・検収室、泥落とし・皮むき室、油庫、食品庫、計量室、冷蔵庫、冷凍庫、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、卵・乳製品処理室、器具洗浄室、殺菌水機械室(※3)、廃棄庫、備品庫、前室等 【洗浄エリア】 回収前室(※1)、洗浄室、前室、特別洗浄室(※1)、残渣処理室、残渣保管室(※1)等 |
| | 非汚染作業区域 | 【調理エリア】 上処理コーナー(※2)、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、アレルギー対応室、冷蔵庫、冷凍庫、器具洗浄室、前室、仕分け室(※1)等 【配送・コンテナプールエリア】 コンテナ室、配送前室、前室等 |
| | 一般区域 | 調理員用更衣室、調理員用便所、洗濯室(※1)、乾燥室(※1)、運転手用控室(※1)、倉庫、調理員用休憩室等 |
| 一般エリア | 共用部分 | 玄関ホール・風除室、会議室、多目的室、食育実習室、食育実習室倉庫、見学スペース、外来者用便所、バリアフリートイレ、倉庫、物品庫、掲示スペース等 |
| | 市専用部分 | 市職員用事務室、市職員用更衣室、市職員用便所、書庫、給湯室等 |
| | 事業者専用部分 | 事業者玄関・風除室、事業者用事務室等 ※事業者玄関は専用とする。 |
| | その他 | 機械室、消火ポンプ室等 |
| 附帯施設 | | ごみ庫、厨房除害施設、受水槽、駐車場、屋根付き駐輪場、配送車両置き場、洗車スペース、構内通路、門扉、囲障、植栽、外灯、雨水貯留槽、進入路等 |

※1 提案により他室との兼用としてもよい。

※2 コーナー等は提案により室としてもよい。

※3 他室又は他エリアへの配置も可とする。

ア 提供給食数

本施設の提供給食数は、一日当たり最大 7,500 食 (うち、アレルギー対応食数最

大 120 食／日を含む。) とする。

(2) 配送校

配送校は要求水準書を参照すること。

(3) 生徒数・学級数等

生徒数・学級数等は要求水準書を参照すること。

(4) 献立方式

献立方式は完全 2 献立とする。主食は、1 週間の内ご飯の日を 3 日、麺の日を 1 日、パンの日を 1 日とすることを予定している。なお、主食は、市が委託する業者により学校へ直送する。

アレルギー対応食については、専用の調理室で調理を行うものとし、除去食での提供を基本とする。

(5) 施設稼働日数

1 年で 200 日程度を予定している。

3 事業計画に関する条件

(1) 入札金額の算定方法について

ア 入札金額の算定方法

市が支払うサービス対価の合計を入札価格とすること。入札金額の算定方法等については、別紙 1「入札金額の算定方法について」及び別紙 2「サービス対価の支払い方法について」を参照すること。

(2) 提案の上限価格

ア 提案の上限価格

9,399,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含まない）

なお、当該上限価格は、事業期間にわたる本件工事に係る対価と本件業務に係る対価を単純に合計した金額であり、特定事業契約に規定する物価変動等は見込んでいない。

第5 審査及び選定に関する事項

1 審査委員会及び学識経験者

事業者の選定にあたり、審査委員会を設置し、提案書類等の審査を行う。

審査委員会及び学識経験者は次の委員で構成される。なお、審査委員会及び学識経験者からの意見聴取内容は非公開とする。また、審査委員及び学識経験者への本事業に係る意見聴取を行ってはならない。

◆ 審査委員会

| 所属 | 氏名 |
|----------------------|-------|
| 教育長 | 三宅 泰司 |
| 教育委員会事務局 教育次長 | 島田 和男 |
| 教育委員会事務局 教育次長 | 岸川 和忠 |
| 教育委員会事務局 次長 | 疋田 洋一 |
| 教育委員会事務局 学校教育部 部長 | 植山 智恵 |
| 政策局 次長 | 榎並 義忠 |
| 財政局 次長 | 小川 徳久 |
| 保健福祉局 保健福祉部 保健政策担当部長 | 高木 由里 |
| 都市整備局 住宅・建築部 部長 | 原田 聡 |

◆ 学識経験者

| 所属 | 氏名 |
|-------------------|-------|
| 環太平洋大学 副学長 | 阿部 宏史 |
| ノートルダム清心女子大学 名誉教授 | 上田 恭嗣 |
| 美作大学 准教授 | 森本 恭子 |

2 選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的かつ効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、サービス対価の額、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

3 審査の手順及び方法

(1) 資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、学識経験者の意見を聴取した上で、審査委員会において技術評価点を審査する。なお評価方法及び評価項目は落札者決

定基準に示す。

(3) 総合評価

総合評価は、(2) で審査を行った技術評価点へ入札参加者の提出した入札書について得点化し、技術評価点と価格評価点の合計が最も高い提案を行った入札参加者を入札参加資格確認対象者として決定する。なお、評価方法は、落札者決定基準に示す。

4 落札者の決定

市は、入札参加資格確認対象者の参加資格確認を行う。当該確認審査の結果、入札参加資格を有することが確認できた場合は、落札者として決定し、落札者の決定結果は、速やかに市ホームページにて公表する。

5 入札の中止

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、市が必要と認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

6 落札者を決定しない場合

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。なお、入札参加者が1者であった場合でも入札参加資格審査及び提案内容審査を実施する。

7 結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに市ホームページにおいて公表する。

第6 事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案書類に基づき、基本協定（別添資料4「基本協定書（案）」）を締結する。

2 事業者との仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて事業者が設立したSPCと本事業についての仮契約を締結する。

3 事業契約に係る市議会の議決（本契約の締結）

特定事業仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

4 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結に係る市議会の議決日までの間に、落札者の構成企業がP10/第2/3/（3）記載項目に該当した場合、場合、市はSPCと事業契約を締結しない。

5 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

6 入札保証金

(1) 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の5以上の額を納付すること。

入札保証金に代わる担保として提供することができるものは、銀行又は岡山市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関」という。）の保証とする。

入札保証金を免除することができる者は、代表企業が開札日の前日から過去3年間の間に、市との間で締結した契約を履行しないこと、市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者、又は入札保証保険契約を締結した者とする。なお、市から参加者へ入札保証金免除の通知は行わない。

(2) 納入方法

岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課において発行する納入通知書で納付し、開札日の前日（休日を除く。）の午後3時までに領収書を保健体育課へ提出すること。（金融機関の保証を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）の午後3時までに保健体育課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

7 契約保証金

事業者は、特定事業契約の締結に係る市議会の議決日までに、以下の要領で契約保証金を納付すること。

- ア 契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付すること。
- イ 契約保証金の納入は、市が発行する納入通知書で納付し、事業契約締結時に契約書等とともに領収書を市へ提出すること（契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合も、同様にその保証に係る書類を提出すること）。
- ウ 契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、有価証券等の提供、金融機関の保証とする。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- エ 施設引渡し以後における契約保証の期間は、分割することができるものとし（ただし、3年以上の保証期間とする。）、契約保証の期間を分割した場合には前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。この場合の契約保証金の額は、契約金額から既済部分を控除して得た額の 100 分の 10 以上とすることができる。

第7 事業実施に関する事項

1 誠実な事業の遂行

事業者は、別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2 市による本事業の実施状況の確認

(1) 業務の実施業況の確認（モニタリング）

ア 市は、設計及び建設業務並びに維持管理及び運営業務の実施状況の確認について、別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより実施する。

イ 維持管理及び運営業務の実施状況の確認の詳細については、別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法について」に定める。

(2) サービス対価の減額

事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。サービス対価の減額については、別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法について」に定める。

3 支払い手続き

支払い手続きについては、別紙2「サービス対価の支払い方法について」に定める。

4 問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部署 : 岡山市教育委員会事務局学校教育部保健体育課
住 所 : 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電 話 : 086-803-1595
E-Mail : hokentaiikuka@city.okayama.lg.jp

第8 Summary

1 Subject matter of the contract

PFI-based contract on project to design, construct, operate and maintain Okayama City School Lunch Center.

2 Time-limit to submission intent for bid participation with necessary by registered mail or submission in person

Friday, September 1, 2023

3 Time-limit to technical data by registered mail or submission in person

Friday, November 10, 2023

4 Time-limit to submission of tenders by registered mail

Friday, November 10, 2023

5 Date and time of tender

13:00, Wednesday, February 21, 2024

6 Information inquiry

Health and Physical Education Division, City of Okayama, 1-1-1 Daiku, Kita-ku, Okayama City 700-8544 Japan Tel:086-803-1595

別紙 1 : 入札金額の算定方法について

1 サービス対価の構成

市が事業者を支払うサービス対価は次のとおりとする。

【表 サービス対価の構成】

| 項目 | | 内容 | | |
|--------|----------|---|---|--|
| サービス対価 | サービス対価 A | ①設計業務に係る費用 ②工事監理業務に係る費用 ③建設業務に係る費用 ④各種備品等調達業務に係る費用 ⑤その他の費用 ・ 工事中金利, 設計・建設期間中の保険料・諸経費 等 | | |
| | サービス対価 B | ①開業準備業務に係る費用 ②その他の費用 ・ 特別目的会社の運営費, 法人税等法人の利益に対して係る税金, 特別目的会社の税引き後利益 等 | | |
| | サービス対価 C | ①学校給食調理 固定費 | 以下の費用について, 事業者が固定費又は変動費として算定し提案する。 ア 維持管理業務に係る費用 イ 運営業務に係る費用 ウ S P C経費 等 | |
| | | ②学校給食調理 変動費 | | |
| | | ③配送車の燃料費 | | |
| ④光熱水費 | | | | |
| | ⑤修繕・更新費 | | | |

※ 消費税率が変更された場合には, 変更後の税率に基づき適切に支払うものとする。

2 サービス対価の算定方法

(1) サービス対価Cの算定方法

ア サービス対価Cの算定方法

維持管理業務及び運営業務に係る対価であるサービス対価Cは、次のとおり構成される。それぞれ次のとおり算定し、提案を行うものとする。

【表 サービス対価の算定方法】

| 項目 | | 内容 |
|---------|------------|--|
| サービス対価C | ①学校給食調理固定費 | <p>a 施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供給食数に関係なく生じる人件費及びS P C経費等に係る費用が含まれることを想定している。</p> <p>b 市の検食用（センター内で実施する検食、各配送校で実施する検食）、事業者の検食用に係る費用が含まれることを想定している。</p> <p>c 固定費は、各年度、応募者が提案する一定の額とする。</p> |
| | ②学校給食調理変動費 | <p>a 提供給食数に応じて変動する人件費等に係る費用が含まれることを想定している。</p> <p>b 変動費は、各期における合計の提供給食数（後述イ「提供給食数の考え方」を参照のこと。）に対し、応募者が提案する1食単価を乗じた額とする。なお、変動費は適切な金額を設定すること。</p> |
| | ③配送車の燃料費 | <p>a 配送車に使用する燃料費を想定している。</p> <p>b 配送車の燃料費は、応募者が提案する燃料単価に応募者が提案する使用量を乗じた額とする。</p> <p>c 支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合に、超過分についての配送車の燃料費は支払わない。ただし、今後事業期間中において、対象校の変更が生じた場合、対象校の変更に伴う実使用量の増加分については、協議の上変動費の見直しを行う。</p> |
| | ④光熱水費 | <p>a 施設内で必要となる光熱水費を想定している。</p> <p>b 光熱水費は、応募者が提案する電気、ガス、水道等の単価に応募者が提案する使用量を乗じた額とする。</p> <p>c 支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合に、超過分についての光熱水費は支払わない。ただし、今後事業期間中において、対象校の変更が生じた場合、対象校の変更に伴う実使用量の増加分については、協議の上変動費の見直しを行う。</p> <p>d 市専用部分の利用料金は市負担とする。</p> |
| | ⑤修繕・更新費 | <p>a 本施設で必要となる修繕・更新費を想定している。</p> <p>b 市は、長期修繕計画に基づく修繕・更新費について、応募者が提案した各年度の金額を、各年度終了後に一括して支払う。</p> |

イ 提供給食数の考え方

(7) 提供給食数の定義

提供給食数には、生徒用、教職員用及び見学者の試食用が含まれるものとし、市の検食用、事業者の検食用及び事業者の責により提供できなかった給食数等は、提供給食数に含まない。

(4) 年間提供給食数

学校給食調理の固定費及び変動費は、要求水準書【添付資料 14 各年度の総食数及び献立の振り分け】記載の年間合計提供給食数に基づき算定し、提案を行うものとする。

(ウ) 提供給食数の決定方法

市は、事業者に対し、提供月の前月 10 日までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。予定給食数の提示後、学校行事等の日程変更等により、予定する提供給食数に変更がある場合、市は、事業者に対して 2 日前までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知する。なお、予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は 200 食以内を基本とする。

変更給食数が+200 食を超える場合、提供給食数は協議のうえ決定し、変動料金は「予定給食数+200 食+事業者の応諾した食数」相当の対価とし算定する。また、変更給食数が-200 食/日を超える場合、予定給食数から 200 食を減じた食数により変動料金を算定する。

(エ) 実際の提供給食数と変動費の算定方法

支払いに際しての実際の提供給食数と変動費の算定の基礎となる食数の関係を次に整理する。

【表 実際の提供給食数と変動費の算定の関連性】

| 変更給食数 | 提供給食数 | 変動費の算定基礎となる食数 |
|----------|--------------------------------|---------------|
| ±200 食以内 | 実施給食数 | 同左 |
| +200 食超 | 予定給食数 +200 食 +事業者の応諾した食数 | 同左 |
| -200 食超 | 実施給食数 | 予定給食数-200 食 |

ウ 実施給食数通知後、実施給食数を変更する必要がある場合

自然災害や学級閉鎖等により、急遽変更が生じた場合、市は可能な限り迅速に事業者へ通知するため、市の要請に応じて可能な限り提供給食数変更への対応に努めること。なお、変動費の算定については、原則入札説明書別紙 1 に基づき算定する。

エ 給食提供が不要な場合

次の事由に該当する場合、給食提供は不要とする。ただし、以下の（ウ）、（エ）及び（オ）に該当する事由により、急遽変更が生じた場合、市は可能な限り迅速

に事業者へ通知するため、市の要請に応じて可能な限り調理作業、配送を停止すること。なお、変動費の算定については、原則入札説明書別紙1に基づき算定する。

(7) 長期休暇

「岡山市立学校管理規則」により、長期休暇期間は下表のとおりとし、下表に示す長期休暇中は給食の提供を不要とする。

ただし、事業期間中、長期休暇の短縮・延長が実施された場合は、市の求めに応じ、運營業務を行うこと。

| 学年始休業日 | 夏季休暇 | 冬季休暇 | 春季休暇 |
|-----------|-----------------|-------------|-------------|
| 4月1日～4月6日 | 7月20日～8月24日(試行) | 12月25日～1月5日 | 3月26日～3月31日 |

(イ) 学校行事

学校において行事などが開催される場合には、給食の提供は不要とする。市は、給食中止日の概ね2週間前までに事業者に指示する。

(ウ) 学級閉鎖・学年閉鎖等

市は、各学校からの連絡を受け、学級閉鎖・学年閉鎖により、予定給食数の変更が必要となった場合には、可能な限り迅速に事業者へ通知する。

(エ) 非常災害時による臨時休校

非常災害時による臨時休校の取扱いについては、次のとおりとする。

今後、市の方針を変更した場合は、その都度、事業者に連絡する。

- a 午前6時30分の時点で、岡山地方気象台から、「岡山市」に「各特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令されている場合は、休校措置をとる。
- b 午前6時30分の時点で、警戒レベル4（避難勧告，避難指示（緊急））が発令された地域を含む中学校は、休校措置をとる。
- c 前日の午後5時から当日の登校時刻までに震度5弱以上の地震が発生した場合は、休校措置をとる。
- d Jアラートなどにより、国民保護の情報が伝達され安全の確保が困難と判断した場合は、休校措置をとる。

(オ) その他の臨時休校

上記以外の事由により、学校が休校することに決定した場合、給食の提供は不要とする。

別紙 2 : サービス対価の支払い方法について

1 サービス対価の支払い方法

(1) サービス対価の支払い方法

サービス対価の支払い方法は次のとおりとする。

【表 サービス対価の支払い方法】

| 区分 | 内訳 | 構成される費用の内容 | 支払い方法 |
|----------|-----------------------|---|---|
| サービス対価 A | 1 施設整備費 4割以内(前払い金) | 建設業務 | <ul style="list-style-type: none"> 前払い金の支払いを希望する場合、構成企業の代表企業又は構成員として建設企業を必ず含めること。 前払い金の支払いを希望する場合、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、前払金の支払いを市に請求すること。 事業者は、令和7年度中の希望する時期に市へサービス対価A1の請求書を提出する。 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。 |
| | 2 施設整備費 その他費用 | 設計業務 工事監理業務 各種備品等調達業務 引渡し業務 サービス対価 A1 を除く建設業務 特別目的会社の設立運営費等施設整備に関する初期費用と認められる費用等 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、市への施設の引渡し後、30日以内に市にサービス対価 A2 の請求書を提出する。 市は、請求書受理後、40日以内に支払う。 |
| サービス対価 B | 開業準備費 | 開業準備業務 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、開業準備完了後、30日以内に市にサービス対価 B の請求書を提出する。 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。 |
| | その他費用 | 特別目的会社の運営費、法人税等法人の利益に対して係る税金、特別目的会社の税引き後利益 | |
| サービス対価 C | 維持管理費 運営費 | サービス対価 C の①②③④ | <ul style="list-style-type: none"> 市は、サービス対価Cの①②③④をまとめて、令和8年度第2四半期分を第1回とし、四半期ごとに計60回支払う。 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。 |
| | ① 学校給食調理固定費 | 維持管理業務 運營業務 | <ul style="list-style-type: none"> 市は、入札参加者が提案した各回の額を支払う |
| | ② 学校給食調理変動費 | | <ul style="list-style-type: none"> 市は、各期における合計の提供給食数に入札参加者が提案した1食単価を乗じた額を支払う。 事業者が提案する1食当たりの変動料金の単価は、小数点第三位以下を切り捨て、総額は小数点第一位以下を切り捨てる。 |

| 区分 | 内訳 | 構成される費用の内容 | 支払い方法 |
|----|-----------|------------|--|
| | ③ 配送車の燃料費 | | <ul style="list-style-type: none"> 市は、入札参加者が提案した燃料単価に入札参加者が提案した使用量を乗じた額を払う。 支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案した使用量を超過する場合には、超過分に関する配送車の燃料費は支払わない。ただし、今後事業期間中において、対象校の変更が生じた場合、対象校の変更に伴う実使用量の増加分については、協議の上変動費の見直しを行う。 |
| | ④ 光熱水費 | | <ul style="list-style-type: none"> 市は、入札参加者が提案した電気、ガス、水道等の単価に入札参加者が提案した使用量を乗じた額を支払う。 支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合には、超過分に関する光熱水費は支払わない。ただし、今後事業期間中において、対象校の変更が生じた場合、対象校の変更に伴う実使用量の増加分については、協議の上変動費の見直しを行う。 市専用部分の利用料金は市負担とする。 |
| | ⑤ 修繕・更新費 | | <ul style="list-style-type: none"> 市は、長期修繕計画に基づく修繕・更新費について、応募者が提案した各年度の金額を、各年度終了後に一括して支払う。 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。 |

(2) サービス対価の支払い時期

サービス対価の支払い時期は次のとおりとする。

【表 サービス対価の支払い時期】

| 項目 | 支払い対象期間 | 請求書発行期限 | 支払期限 |
|-------|--------------|---------|-------------|
| 第1四半期 | 4月1日～6月30日 | 7月31日 | 請求書受領後30日以内 |
| 第2四半期 | 7月1日～9月30日 | 10月31日 | |
| 第3四半期 | 10月1日～12月31日 | 1月31日 | |
| 第4四半期 | 1月1日～3月31日 | 4月30日 | |

2 サービス対価の改定

(1) サービス対価A

サービス対価Aについて、次のとおり物価変動に基づいて改定させる。

ア 市及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Aが不相当となったと認めたと

きは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。ただし、残工期（引渡しの日までの期間をいう。以下同じ。）が2か月未満である場合は、請求することができないものとする。

イ サービス対価の改定方法は、変動前工事費等（本契約に定められたサービス対価Aの合計額から下記ウ(7)の基準日における出来形（工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後工事費等（下記ウにより算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額（以下、「改定増減額」という。）について、サービス対価Aに加除し、これに基づきサービス対価Aの改定額を定めるものとする。

ウ サービス対価の改定手続は、次のとおりとする。

(7) アの規定に基づく請求のあった日を基準日とする。

(イ) 市は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、事業者に通知する。事業者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。

(ロ) 改定増減額については、提案日と基準日との間の物価指数に基づき、次の計算式により算定する。

$$Y = \alpha \times X - X \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$Y = \alpha \times X + X \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

X : 変動前残工事費

Y : 改定増減額（サービス対価Aの増減額）

α : 改定率

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{提案日の指数}} - 1$$

※ α は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

(エ) 改定率の算定の用いる指標は、建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建築費指数（工場 Factory S－工事原価（広島）2015年基準）とし、提案日及び基準日の属する月の確報値とする。ウの算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。

(オ) アに規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価Aが不相当となったと認めたとき」とは、提案日の指数と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする）との比（上記ウの α に相当する率）の絶対値が1,000分の15を超える時をいう。

(カ) 設計・建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基

づく指数により計算を行うものとする。

(キ) アの規定による請求は、本規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記ア～ウにおいて「事業契約締結の日」及び「提案日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」、「設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）」とあるのは「12 か月」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) サービス対価Bの改定

サービス対価Bの改定は行わないものとする。

(3) サービス対価Cの改定

サービス対価Cは、次のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。

改定率 α は、次のとおりとする。

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値}}$$

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

ア 学校給食調理固定費

(t年度のサービス対価C（改定後）の固定費)

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Cのうち固定費}) \times \text{改定率 } \alpha$$

イ 学校給食調理変動費

(t年度の給食1食当たりの単価（改定後）)

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Cのうち給食1食当たりの単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

ウ 配送車の燃料費

(t年度の配送車の燃料費の単価（改定後）)

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Cのうち配送車の燃料費の単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

エ 光熱水費

(t年度の光熱水費の単価（改定後）)

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Cのうち光熱水費の単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

オ 修繕・更新費

(t年度の修繕・更新費（改定後）)

$$= (\text{t-1年度のサービス対価Cのうち修繕・更新費の単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※上記計算により、イ～エの単価に円単位未満が生じた場合には端数処理せず、イ～エのそれぞれの費用を算出後にそれぞれの費用について円単位未満を切り捨てる。

【表 物価変動による見直し時のサービス対価Cの改定方法】

| 項目 | 改定費目 | | 物価指標 | | 改定方法 |
|---------|---------------------------|------------|---|---------------------------|--|
| サービス対価C | ①学校給食調理 固定費 (人件費) | | 毎月勤労統計調査(賃金指数(決まって支給する給与/調査産業計)) | | ア 毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度のサービス対価を確定。 |
| | ②学校給食調理 変動費 (人件費) | | | | ア 毎年度8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る1食当りの単価を確定。 イ サービス対価としては、上記の変動費単価に当該年度の各期における合計の提供給食数を乗じた額を支払う。 |
| | ③学校給食調理 固定費 (人件費以外) | | 企業向けサービス価格指数/企業向けサービス価格指数 2015年基準/消費税を除く企業向けサービス価格指数/その他諸サービス | | 上記①を参照のこと。 |
| | ④学校給食調理 変動費 (人件費以外) | | 4202430003(小類別__建物サービス) | | 上記②を参照のこと。 |
| | ⑤修繕・更新費 | | 企業物価指数/企業物価指数 2020年基準/国内企業物価指数/石油・石炭製品/22006500001(品目__ガソリン) | | 上記①を参照のこと。 |
| | ⑥配送車の 燃料費 | | 企業物価指数/ | 2202230001 (小類別__電力) | |
| | ⑦光熱 水費 | 電気代 | 企業物価指数/ | 2202230002 (小類別__都市ガス) | |
| ガス代 | | 企業物価指数/ | 2202230003 (小類別__水道) | | |
| 水道代 | | 電力・都市ガス・水道 | | | |

※初回の計算は以下の数式を用いて改定率を算定する。事業者は令和7年8月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受けること。改定額は令和8年度第2四半期分のサービス対価より適用する。

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{令和6年度の物価指数の年度平均値}}{\text{令和5年度(入札年度)の物価指数の年度平均値}}$$

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

※消費者物価指数は消費税が含まれる指数となっているため、消費税率が変更された場合には、その後の算定時に留意すること。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

(4) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス対価について、その変更内容に合わせて改定する。

別紙3：モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法について

1 モニタリングの基本的な考え方

(1) モニタリングの目的

市は、事業期間中、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。

市と事業者は、上記目的を達成するために、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

モニタリングは、サービス対価の減額を目的とするのではなく、市と事業者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、利用者が安全・便利に利用できる水準を保つことを目的に実施するものである。

(2) モニタリングの費用負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担し、事業者が自ら実施するモニタリング及び書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

2 設計・建設に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

ア 書類による確認

市は、設計業務、建設業務、工事監理業務について要求水準書で提出を求める書類等によりモニタリングを実施する。

事業者は、市が実施するモニタリングと連携して、自らの提案書を含め、入札説明書、要求水準書、契約書等を満たしているか、市が客観的に確認するための支援を行うこと。

イ 現地における確認

市は、本施設の建設に伴い実施する検査及び試験の他、建設工事の中間検査、完了検査、その他必要な確認について、現地でのモニタリングを実施する。

事業者は、市が現地における確認を行う場合には、立ち会うこと。

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

ア 改善要求

(ア) 業務改善計画書の確認

市は、設計業務、建設業務及び工事監理業務が要求水準を満たしていないと確認された場合には、事業者に直ちに適切な是正措置を行うよう改善要求し、事業者が業務改善計画書の提出を求める。事業者は定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を市へ提出し、承諾を得る。

なお、市は、事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準を満たしていない状態を改善・復旧できる内容とは認められない場合は、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

(イ) 改善措置の確認

事業者は、市の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善期限到来後も、改善・復旧が確認できない場合は、再度の改善要求を行うことができる。

イ 契約の解除

市は、上記アの再度の改善要求を行い、これによっても改善が見込まれない場合は、事業契約を解除することができる。

3 維持管理・運営に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

ア 定期モニタリングの実施

(ア) 市は、事業者が提出する月報、四半期報告書及び年間業務報告書に基づき、定期モニタリングを行う。

(イ) 市は、定期モニタリングとして、事業者が作成し提出した月報、四半期報告書及び年間業務報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、各業務の遂行状況を確認・評価する。

イ 随時モニタリングの実施

(ア) 市は、必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求等を行い、各業務の遂行状況を直接確認・評価し、その結果を事業者に通知する。

(イ) 市は、事業者に説明要求及び立会の実施を理由として、本施設の維持管理業務及び運営業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

| 項目 | 事業者 | 市 |
|----------|--|-------------------------------|
| 定期モニタリング | ①セルフモニタリング実施計画書に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年間業務報告書を作成・提出 | 月報、四半期報告書及び年間業務報告書の確認、業務水準の評価 |
| 随時モニタリング | — | 必要に応じて随時、不定期に、直接確認 |

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

ア 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、維持管理及び運営業務の対価であるサービス対価Cとする。

イ 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、入札説明書等及び事業者提案に示される維持管理業務及び運営業務に関する内容を履行していないことにより、次の状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

| 区分 | 基準 | 例示 |
|------|----------------------------------|--|
| レベル1 | 是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合 | <ul style="list-style-type: none"> 給食提供に支障が生じるほどではないが、要求水準及び提案書を満たすサービスが提供されていない 業務報告に不備がある 等 |
| レベル2 | 是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合 | <ul style="list-style-type: none"> 是正されないと給食提供に支障が生じる（設備不具合等含む） 衛生管理が不十分 重大な内容での業務報告不備がある |
| レベル3 | 各学校の給食提供時間に間に合わなかった場合 | <ul style="list-style-type: none"> 各校の給食時間開始までに給食提供準備が完了していない場合 |
| レベル4 | 給食を一部提供出来なかった場合 | <ul style="list-style-type: none"> 配缶間違い等により、一部の献立を児童生徒が喫食できなかった場合（2品以上喫食できなかった場合はレベル5とみなす） |
| レベル5 | 給食を提供できなかった場案 | <ul style="list-style-type: none"> 生徒が給食を喫食できなかった場合（アレルギー対応食の誤配送を含む） |
| レベル6 | 重大な問題が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 異物混入、アレルギー事故、食中毒等により軽症者が発生した場合 等 |
| レベル7 | 非常に重大な問題が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 異物混入、アレルギー事故、食中毒等により重傷者や死者が発生した場合 その他、故意又は重大な過失による事故により重傷者や死者が発生する等、非常に重大な問題が発生した場合 等 |

ウ 減額等の決定過程

市は日常モニタリング，定期モニタリング及び随時モニタリングを経て，対象業務に対応する当月の減額ポイントを確定する。なお，市及び事業者は，ペナルティポイントのカウントに際し，必要に応じて協議することができる。

ただし，発生事象の原因が以下のいずれかの事由に該当する場合，ペナルティポイントの付与を行わない。

- ・市の責めに帰すべき事由により，要求水準の未達となった場合
- ・市職員，生徒の責めに帰すべき事由により，要求水準の未達となった場合
- ・不可抗力又は法令変更によって，やむを得ず要求水準の未達となった場合
- ・第三者の事由（第三者の責による交通事故等）によって，やむを得ず要求水準の未達となった場合（ただし，第三者の事由であることの証明は事業者が行う。）

- (ア) レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から明らかになったときは，市は，その程度，緊急度等を勘案し，事業者に相当な是正期間を提示する。
- (イ) 事業者は，市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより，ペナルティポイントの付与を免れるが，市の提示する是正期間を経過しても改善されないときは，一日につき，レベル1は1ポイント，レベル2は2ポイントのペナルティポイントが付与される。
- (ウ) 事業者は，レベル3，レベル4，レベル5のいずれかの状態に陥ったときは，一日につき，次のペナルティポイントが付与される。なお，「影響を受けた生徒の割合」は事象発生当日の提供給食数を基準とし算出する。

| 影響を受けた生徒の割合 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|-------------|---------|-------|-------|
| 1%未満 | 0.5ポイント | 1ポイント | 2ポイント |
| 1%以上5%未満 | 0.5ポイント | 2ポイント | 4ポイント |
| 5%以上10%未満 | 1ポイント | 3ポイント | 6ポイント |
| 10%以上 | 1ポイント | 4ポイント | 8ポイント |

- (エ) 事業者は，レベル6又はレベル7の状態に陥ったときには，次のペナルティポイントが付与される。

| レベル | ペナルティポイント |
|----------------------|-----------|
| レベル6：重大な問題が発生した場合 | 30ポイント |
| レベル7：非常に重大な問題が発生した場合 | 40ポイント |

エ サービス対価Cの変動費の減額

レベル3, レベル4及び5については, 該当する食数分について変動費から減額する。

<算定式1>

$$\text{変動費の減額分} = \text{変動費} \times \text{未供給食数} \div \text{当日の供給食数}$$

オ サービス対価C総額の減額

各年度の四半期における累積ペナルティポイントが次のとおりとなったときは, 減額等の措置内容が決定する。ペナルティポイントは, 翌四半期に持ち越さない。

| 累積ペナルティポイント | 減額率の計算方法 | 減額率の範囲 |
|--------------|-------------------------------|-----------|
| 5未満 | 減額等なし | — |
| 5以上 10未満 | 5ポイント以上で 1ポイントごとに減額率0.5%増加 | 0.5%~2.5% |
| 10以上 30未満 | 10ポイント以上で 1ポイントごとに減額率1%増加 | 3%~22% |
| 30以上 40未満 | 30ポイント以上 1ポイントごとに減額率2%増加 | 23%~41% |
| 40以上 | 40ポイント以上で減額率50% | 50% |

<算定式2>

$$\text{総額の減額分} = \text{サービス対価C} \times \text{減額率}$$

※減額する額に一元未満の端数が生じた場合, その端数金額を切り捨てる。

※「オ サービス対価Cの変動費の減額」に基づき, 変動費の減額分があった場合は, 算定式1, 算定式2を合算して減額する。

カ 累積ペナルティポイントの連続発生に伴う支払い停止

2四半期連続して各四半期のペナルティポイントの合計が21ポイント以上になった場合の措置は, 次のとおりとする。

- (ア) 上記「オ サービス対価C総額の減額」に基づくサービス対価Cの減額の措置に加え, 当該連続する2期目の四半期のサービス対価支払いを停止する。
- (イ) この場合, 当該連続する四半期以降の四半期において, ペナルティポイントが21ポイント未満になった場合, ペナルティポイントが21ポイント未満となった四半期のサービス対価に, 支払い停止となった四半期のサービス対価を加算して支払う。ただし, 当該加算が年度を跨いだ場合は, 市の予算措置がされた

後の四半期に加算する。

キ 運営企業の変更等

市は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに運営業務に当たる者の変更を求めることができる。

(ア) 2四半期連続して支払い停止の措置が発生した場合

(イ) 運営業務に当たる者の責めに帰すべき事由により食中毒、アレルギー対応の誤り等による重大な事故(死者又は重傷者の発生)による場合

市は、上記により運営業務に当たる者の変更を行った後に、再度支払停止の措置が発生した場合には、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

【サービス対価Cのモニタリングの流れ】

